

(留A)

2026年度 大学院入学試験問題【I期】

法学研究科 民事法学専攻 法学研究者養成コース・高度職業人養成コース (博士前期課程)

科目：専門科目に関する論文

【六法(判例・解説・書き込みがないもの)は使用可】

- 注1) 次の科目の中から志望専門科目の問題を解答しなさい。
 2) 解答用紙の出題番号欄に、解答する科目の出題番号を記入すること。

1. 民法(財産法)

以下の問題の中から1問を選択して解答しなさい。

問1 被害者の素因による損害賠償額の減額について、判例の基準に触れたうえで、減額に肯定的な考え方と否定的な考え方を論じなさい。

問2 不動産賃貸借契約における信頼関係破壊の法理はどのような場面で認められ、また、どのような機能を有しているか。

2. 商法(総則・商行為・会社)

A社は衣料品の製造販売を行う株式会社であり、取締役会設置会社である。A社の代表取締役Bは、A社の取締役会での承認を得ることなく、自ら出資した別会社Cを通じてTシャツのオンライン販売を開始した。C社は若年層を対象とし、オンライン専業である一方、A社は実店舗中心で中高年層向けの商品展開をしている。この年、C社は当該取引により1,000万円の収益を得ていたが、一方、A社の収益は500万円以上低下していた。この場合、A社はBに対してどのような請求ができるか。また、A社の損害額はどのように評価されるかについて論じなさい。

3. 情報法

Xは、数年前、浴場をのぞき見したため、建造物侵入罪で逮捕され罰金刑を支払い、地元の新聞によりその旨ネット上で報道された。

現在Xは、両親の経営する会社を手伝い、平穩に暮らしてはいるが、地元の会社の就職面接で何度か不合格となったことがある。新聞の報道記事自体は報道後3か月目に削除済であったが、記事をコピーした投稿(α)がXやFACEBOOKのようなSNS(Y1)に残存しており、GoogleやYahoo!のような検索エンジン(Y2)にXの氏名を入力すると、検索結果(β)として表示されていたためである。

XはY1及びY2に対し自身の不名誉な犯罪歴である α 及び β の削除請求をしようとしている。

問1

Xが、Y1及びY2に対してどのような場合に個人情報保護法に基づく α や β の削除請求をすることができるか。その削除請求に係る訴えを裁判所に提起するための要件も補足しなさい。

問2

Xが、自身の「更生を妨げられない利益」に基づき、Y1に対する α の削除及びY2に対する β の削除を求めることは可能か。可能でないとすれば、どのような権利利益の侵害と構成することが考えられるか代替策を示した上で、削除請求が認められるための判断基準について説明しなさい。

4. 知的財産法

以下の(1)～(2)から1問を選択して解答しなさい。

- (1) 特許発明の技術的範囲の認定を巡る議論状況について論述しなさい。
 (2) 著作権法における公衆の概念について論述しなさい。